

令和7（2025）年9月3日

破 産 者 株式会社トリプルアート
破産管財人 弁護士 鐘ヶ江 洋祐

破産手続に関するQ&A（6）

- Q 1 破産管財人による認否結果を確認する方法について教えてください。
- A 1 株式会社トリプルアート破産債権管理システム（以下、「本件システム」といいます。）において、「認否結果」ボタンを押下し、表示される「届出債権の認否結果」画面よりご確認ください。届け出られた各債権について、「認める額」を記載しております。
- Q 2 破産管財人による認否結果について、納得できません。どうすれば良いですか。
- A 2 破産管財人による認否結果に不満があり、届出債権額が認められるべきと考える場合には、債権調査期日（認否日：2025年9月3日）から1ヶ月以内に、破産裁判所である日本の東京地方裁判所に対して、破産債権査定申立てという日本の破産法に定められた手続を行う必要があります。
- Q 3 配当額について、いつ判明しますか。また、認否結果に基づき確定した債権額から、どのように配当率や配当額が計算されるのですか。
- A 3 2025年10月上旬頃に東京地方裁判所に配当表を提出する予定です。それ以降、本件システムを通じて各債権者への配当見込額を通知いたします。なお、配当率及び配当額の計算方法については、2025年2月21日付破産手続に関するQ&A（4）のQ 5及びQ 6をご参照ください。
- Q 4 配当を受領する方法について教えてください。
- A 4 配当額を送金する方法については、資金移動業者であるPayPal社の送金機能を用いた方法を原則とし、希望者のみ国際銀行送金による方法にて実施いたします。上記の配当見込額の通知日以降、本件システム上にて、配当方法の希望が選択できるようにして、その具体的な方法を通知する予定です。
- Q 5 PayPal社の送金機能を用いる場合、債権者において、どのような手続をすれば良いですか。
- A 5 上記機能を用いる場合、本件システムに登録したメールアドレスを利用して配当を送金する予定です。そのため、配当の実施時期に、各債権者において、当該メールアドレスを用いて、新たにPayPalアカウントを開設していただく必要があります。PayPalアカウントの開設方法については、本ウェブサイト及び本件システム内にて、追ってご案内する予定です。
- Q 6 配当の実施時期はいつ頃ですか。
- A 6 現在、2025年11月上旬頃に配当額が確定する予定ですので、配当実施時期は、2025年11月上旬頃から2026年1月上旬頃の約2ヶ月間を想定しています。

Q 7 配当手続において、債権者にて行うべき手続を行わない場合、配当はどうなりますか。

A 7 配当実施時期の期間内に、債権者にて行うべき手続を行わない場合には、配当が実施できず、配当金は日本の東京都の法務局に供託されます。供託された配当を受領するためには、法務局に対して、各種申請書類等（日本語）を提出して請求することが必要となります。なお、破産管財人は、供託金の請求等の対応について、一切ご協力できかねますので、了承ください。

以上